

川口市火災予防条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の趣旨

川口市ではこれまで、消防法令上で定められているものを除き、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画について、行政指導として、関係する図書の提出をお願いしてきました。

今回の改正は、この運用を条例上明確にし、消防機関が工事着手前に必要な設備が適正な基準で計画されているかを確認できるようにするものです。

これにより、完成後の消防検査において不備が判明し、設置者が改修、追加費用、工期の遅れ等の負担を受けることを未然に防ぐことを目的としています。

2 改正の背景

消防用設備等は、火災が発生した際に、火災を知らせる、初期消火を行う、避難を助けるなど、市民の生命・身体・財産を守るために重要な設備です。

一方で、これらの設備は建物の構造や用途に応じて必要な基準が異なり、工事後の完成検査の段階で不備が判明した場合、改修工事や追加費用、工期の遅れが発生する可能性があります。

そのため、本市ではこれまでも、消防用設備等の工事計画について、行政指導として事前に図書の提出を求め、必要に応じて助言・指導を行ってきました。

しかし、行政指導による運用では、届出の根拠、対象となる設備、提出時期、添付図書などが制度上明確でないため、設置者や関係事業者にとって分かりにくい面がありました。

【現行運用の主な課題】

項目	内容
行政指導での提出依頼	条例上の根拠が明確でないため、手続の位置付けが分かりにくい。
対象・提出時期等が不明確	どの設備が対象か、いつまでに提出するか、どのような図書が必要か分かりにくい。
手戻りリスク	完成検査の段階で不備が判明した場合、改修や追加費用、工期遅れにつながる可能性がある。

3 主な改正内容

今回の改正では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出に関する規定を設けます。

(1) 工事計画届出の規定を設けます

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置者は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに、工事計画を消防長又は消防署長に届け出ることとします。

この届出により、消防機関は、消防法令等に基づき必要な設備が適正な基準で設計されているかを、工事着手前に確認します。

(2) 届出対象から除く工事を整理します

一方で、全ての工事を届出対象とするものではありません。軽微な工事や工事を伴わない設備等については、届出対象から除外する規定を設け、必要最小限の範囲で運用します。

【届出対象から除く工事の例】

区分	内容
軽微・工事を伴わないもの	消火器、簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識又は自然水利を使用し工事を伴わない消防用水の設置に係る工事
法令で整理されるもの	消防法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事
消防長等が定めるもの	その他、消防長又は消防署長が定めるもの

4 改正により期待される効果

本改正により、消防用設備等の工事計画に関する手続が明確になり、次の効果が期待されます。

計画段階で基準に適合していない工事を未然に防ぐことができます。

- (1) 完成検査時の改修、追加費用、工期遅れ等の手戻りを抑制できます。
- (2) 届出の根拠、対象、提出時期、添付図書が明確になり、設置者が準備しやすくなります。
- (3) 手続の公平性・透明性が向上します。
- (4) 消防用設備等が適正に設置されることで、市民の安全性確保に寄与します。

5 設置者等への負担と配慮

本改正により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事を行う場合には、工事着手前に所定の届出書及び添付図書を提出する必要があるため、一定の事務負担が生じます。

ただし、本改正は、これまで本市において行政指導として添付図書の提出を求めてきた取扱いを整理し、届出の根拠、様式及び添付図書を明確化するものです。

また、軽微な工事や工事を伴わない設備等については届出対象から除外する規定を設け、必要最小限の範囲で制度を運用します。

6 施行予定日

令和9年4月1日の施行を予定しています。

なお、施行までの間に、設置者、関係事業者等に対して、改正内容や届出方法等について周知を行います。

7 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年7月1日～8月3日	パブリック・コメントの実施
令和8年8月	パブリック・コメント結果公表（予定）
令和8年12月	市議会へ提案（予定）
令和9年1月～3月	周知期間（予定）
令和9年4月1日	施行（予定）

8 用語の説明

用語	説明
消防用設備等	消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設など、消防法令に基づき設置される設備をいいます。
特殊消防用設備等	通常の消防用設備等に代えて、消防法令に基づく性能評価及び認定を受けた設備をいいます。
添付図書	工事内容を確認するために添付する平面図、系統図、計算書などの図書をいいます。
設置者	消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しようとする方をいいます。